（別紙13）

**ＤＰＣ準備病院届出書**

保険医療機関の名称：

保険医療機関コード：

保険医療機関の所在地住所：

|  |
| --- |
| 参加基準（該当する項目の□をチェックすること。）  　□　急性期一般入院基本料、７対１入院基本料又は10対１入院基本料に係る届出を行っている。（※１）  　□　現在、急性期一般入院基本料、７対１入院基本料又は10対１入院基本料に係る届出を行っていないが、当該基準を満たすべく計画を策定している。（※２）    　 □　Ａ207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。  　□　Ａ207診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが、それと同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している。（※２）  　□　「ＤＰＣ導入の影響評価に関する調査（特別調査を含む。）」に適切に参加し、入院診療に係るデータを提出できる。  　□　適切なコーディングに関する委員会を設置し、年４回以上、当該委員会を開催することができる。 |

当院は、上記基準の全てを満たしているので、届出を行います。

　令和　　年　　月　　日

開設者名

厚生労働省保険局医療課長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 項 | 担 当 者 １（※３） | 担 当 者 ２（※３） |
| 所 属 部 署 |  |  |
| 役 職 |  |  |
| 氏 名 |  |  |
| 電 話 番 号 |  |  |
| ＦＡＸ番号 |  |  |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  |  |

（記載上の注意）

　※１　７対１入院基本料又は10対１入院基本料とは、Ａ104特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合

に限る。）及びＡ105専門病院入院基本料の７対１入院基本料、10対１入院基本料をいう。

　※２　現在、急性期一般入院基本料、７対１入院基本料若しくは10対１入院基本料に係る届出を行っていないが当該基準を満たすべく計画を策定している病院又はＡ207診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している病院は、別紙14「ＤＰＣ準備病院届出書（別紙）」に必要事項を記載し、本届出書に添付すること。

※３　担当者は必ず２名設定し、Ｅ－ｍａｉｌアドレスについては可能な限り別々のものとすること。